

第 1 1 号議案

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

中間市長 福田 浩

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(60) 学校運営協議会の委員

第6条中「第59号」を「第60号」に改める。

別表第2に次のように加える。

学校運営協議会の委員		4,200円
------------	--	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(59) (略)</p> <p><u>(60) 学校運営協議会の委員</u></p> <p>(非常勤職員の報酬)</p> <p>第6条 第1条第4号から<u>第60号</u>までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第2の区分により報酬を支給する。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(59) (略)</p> <p>(非常勤職員の報酬)</p> <p>第6条 第1条第4号から<u>第59号</u>までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第2の区分により報酬を支給する。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>		
区分	報酬		区分	報酬	
	報酬年額	報酬日額		報酬年額	報酬日額
(略)			(略)		
農地利用最適化推進委員	基本額 322,900円 能率額 予算の範囲で市長が定める。		農地利用最適化推進委員	基本額 322,900円 能率額 予算の範囲で市長が定める。	
学校運営協議会の委員		4,200円			